解体工事等における石綿ばく露等防止対策に関する説明会

石綿飛散防止対策について
（大気汚染防止法）

滋賀県東近江環境事務所
中島　潤一

1. はじめに

2. 解体等工事の流れ（全工事共通）

3. 解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

1. はじめに

2. 解体等工事の流れ（全工事共通）

3. 解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

大気汚染防止法の目的

第一条

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

工場及び事業場における事業活動並びに**建築物等の解体等に伴う**ばい煙、揮発性有機化合物及び**粉じん**、水銀等の排出を規制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

大気汚染防止法の規制対象

○ばい煙

○揮発性有機化合物（VOC）

○**粉じん**
- 一般粉じん … 特定粉じん以外の粉じん
- **特定粉じん（石綿）**

※石綿を含む建築材料（石綿含有建材）を扱う作業は「**特定粉じん排出等作業**」と呼ばれる。

○指定物質（NH_3、CO等）

○有害大気汚染物質

○水銀

石綿含有建材の種類

レベル	建材の種類	作業時の粉じん飛散リスク	特定粉じん排出等作業実施届出
レベル１	吹き付け石綿	著しく高い	要
レベル２	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	高い	要
レベル３	石綿含有成形版等 石綿含有仕上塗材	比較的低い	不要

解体等工事とは

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事

※第十八条の十五より抜粋

建築物
- 古い建物の取り壊し
- 部屋の間取り変更や増築
- 壁や屋根の修理・塗り直し
- キッチンやお風呂など設備の入れ替えや修理

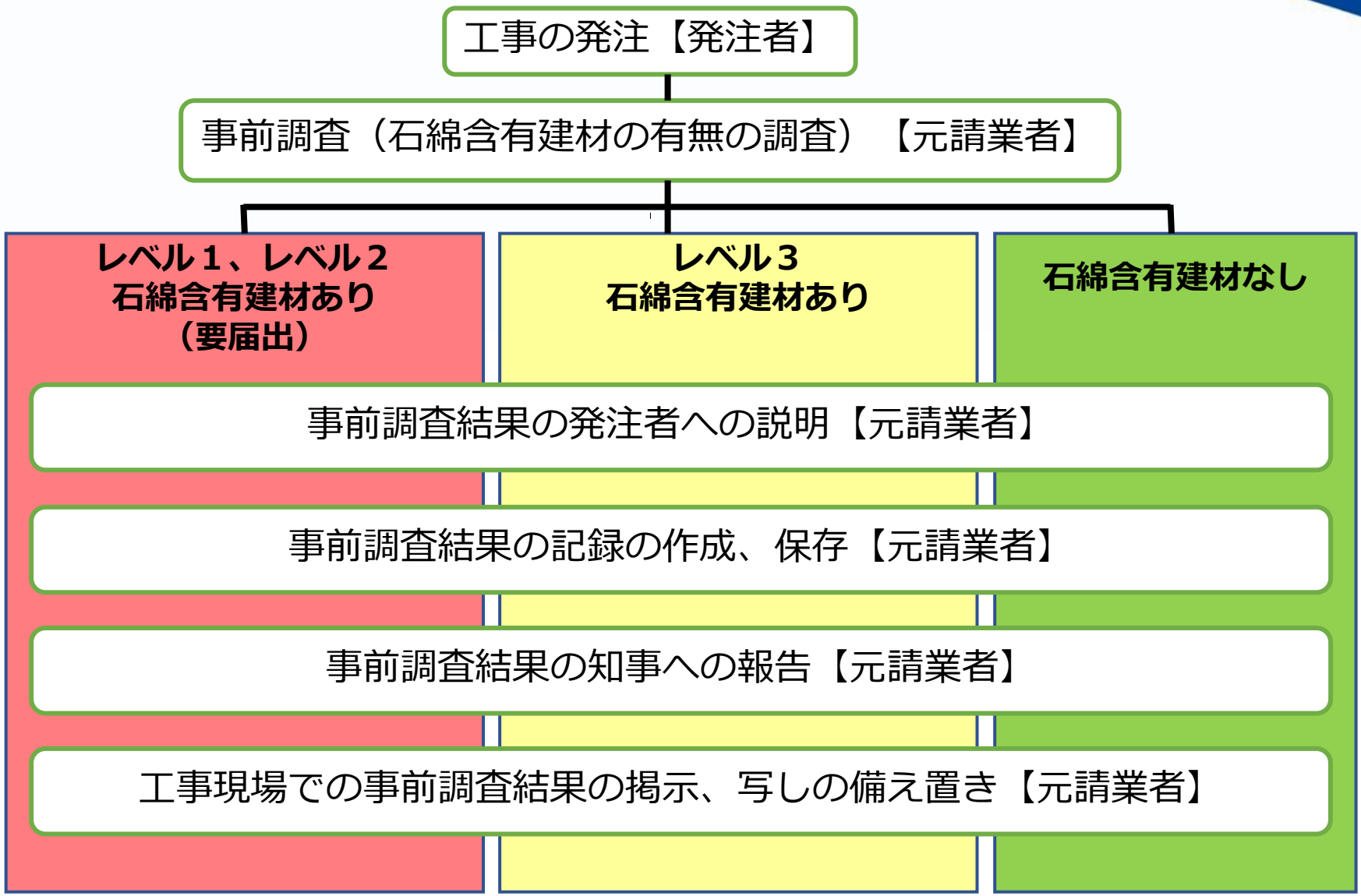
工作物
- 送電線や配電盤などの撤去、交換
- 工場やプラント内の配管の撤去、取り換え、修理
- ボイラー等の設備の撤去、取り換え、補修

1. はじめに

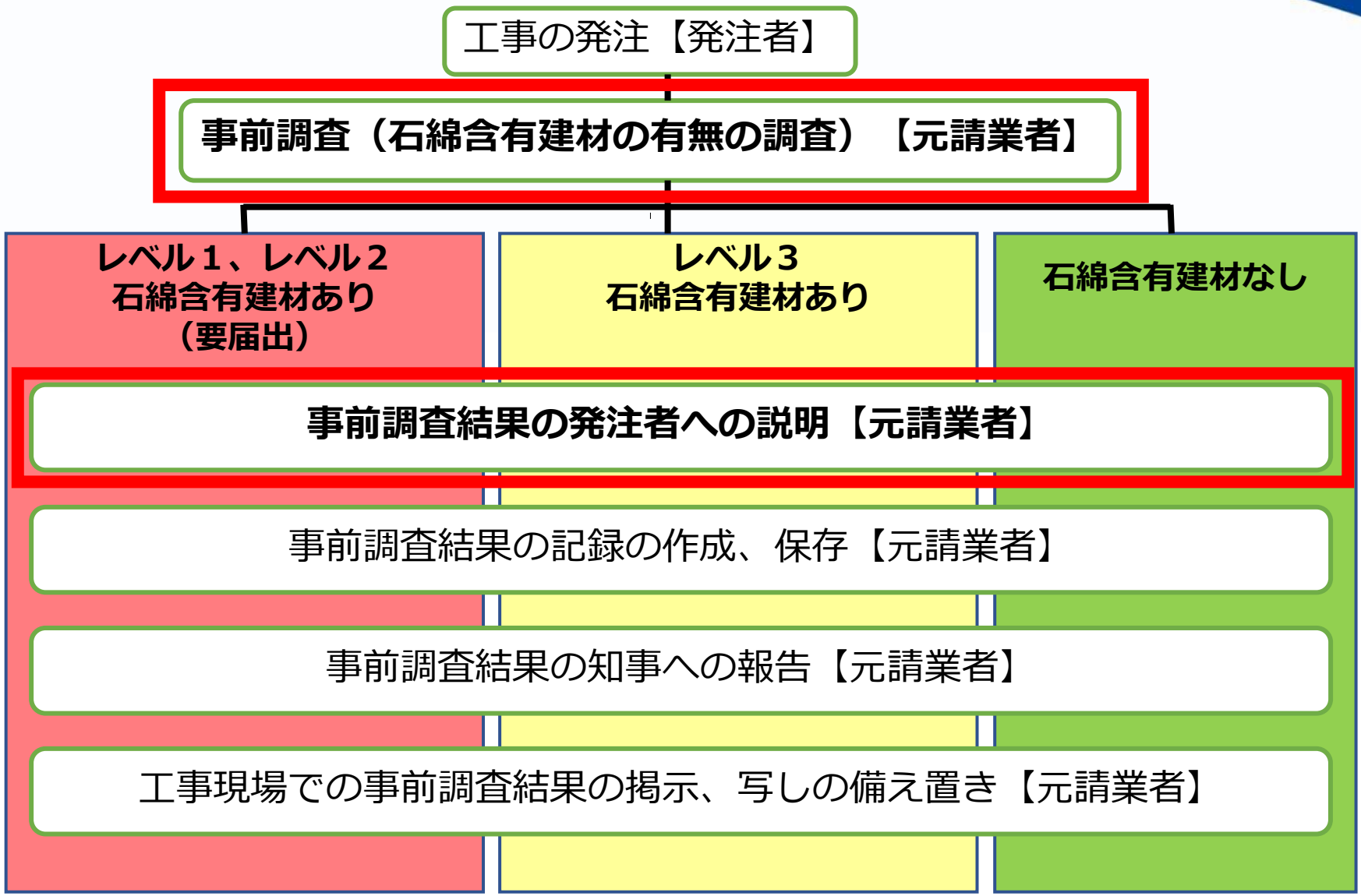
2. 解体等工事の流れ（全工事共通）

3. 解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

解体等工事の流れ（全工事共通）



解体等工事の流れ（全工事共通）



事前調査とは

第十八条の十五

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果を記載した書面を交付して説明しなければならない。

注）石綿の有無に関わらず調査結果の説明が必要

第十八条の十五第2項

解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

事前調査とは

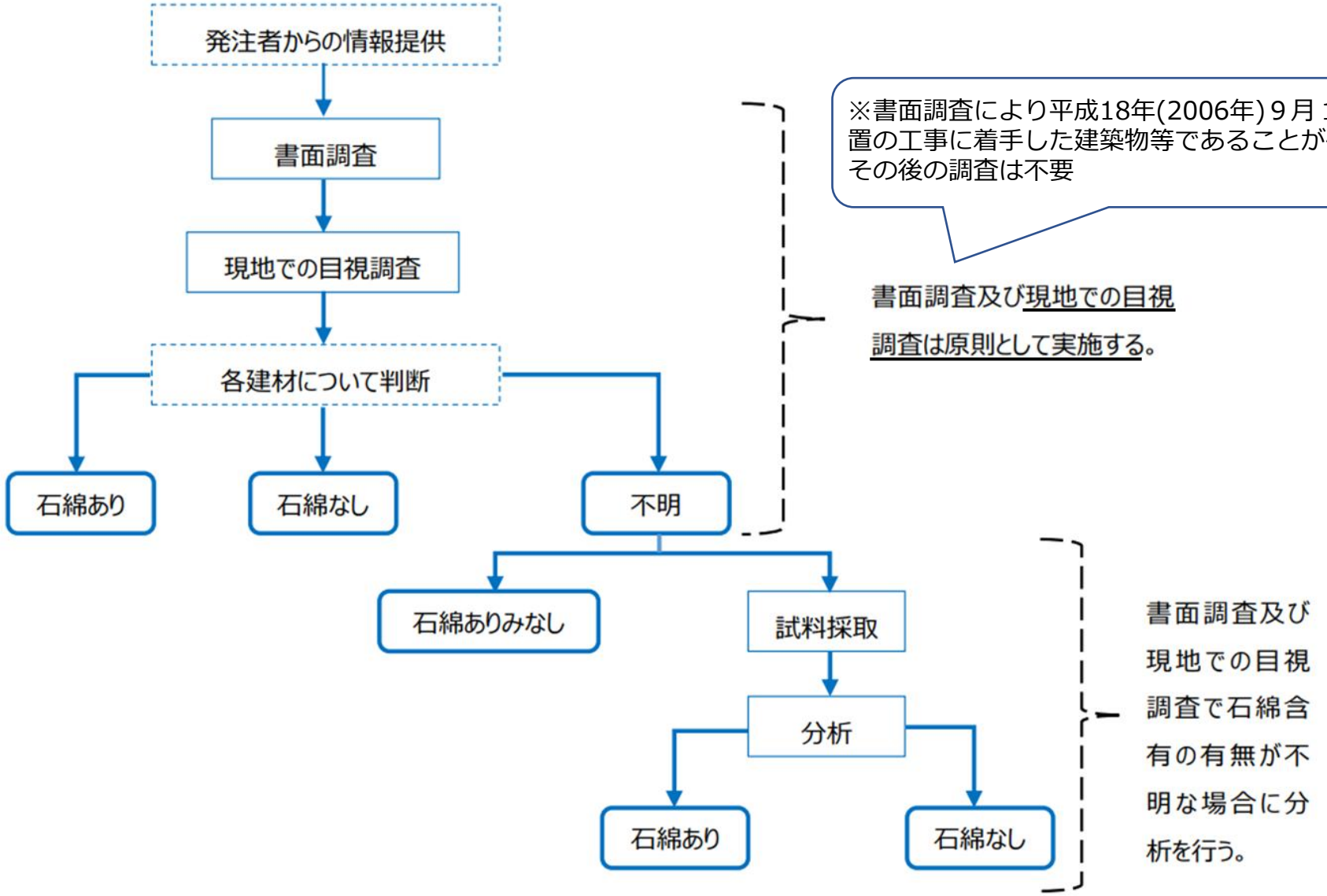
大気汚染防止法施行規則　第十六条の五第2項

建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。

➡ **有資格者**による事前調査が必要

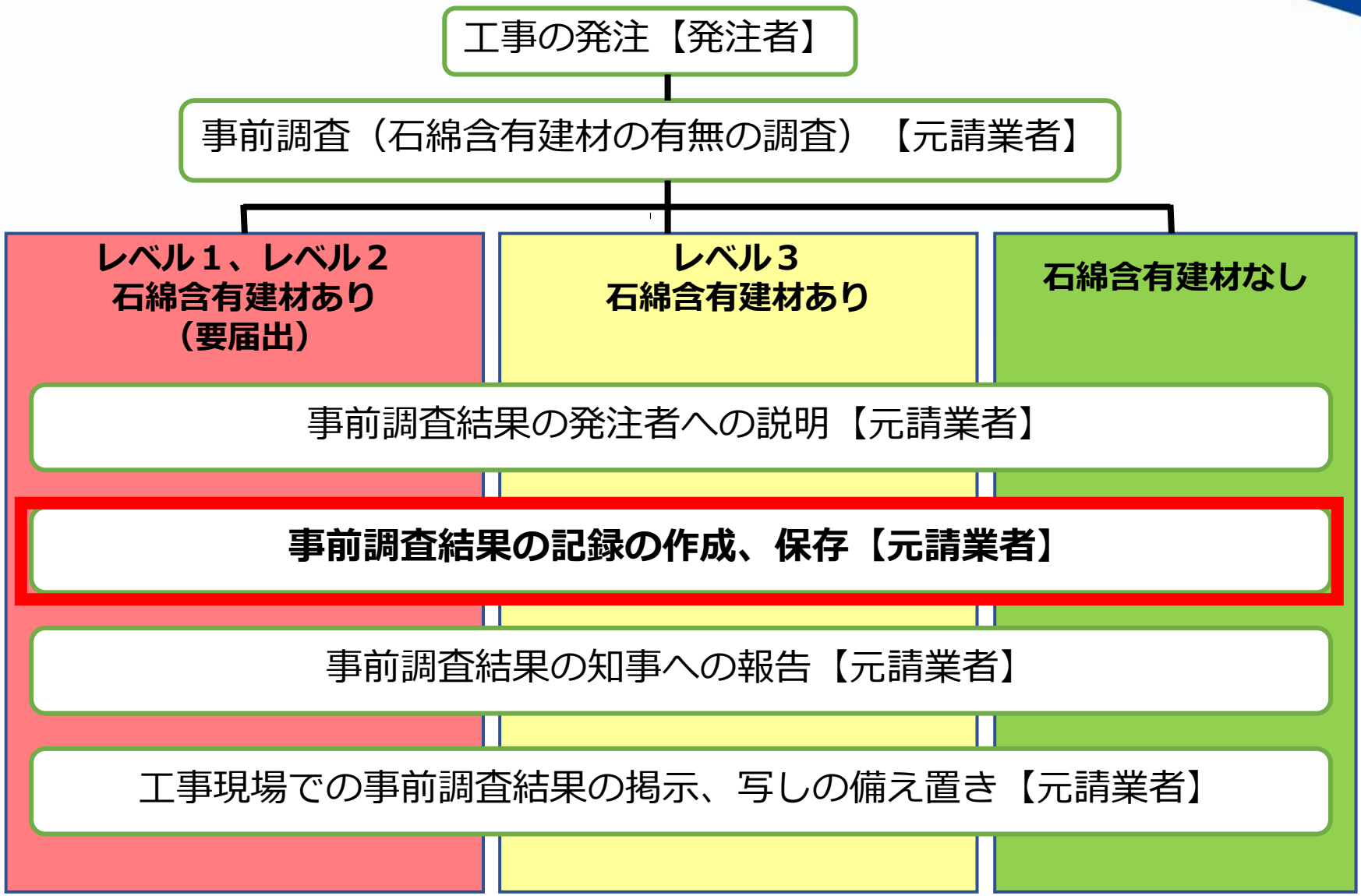
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
- 工作物石綿事前調査者（令和8年1月から）

事前調査の流れ



環境省：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより

解体等工事の流れ（全工事共通）



事前調査結果の記録

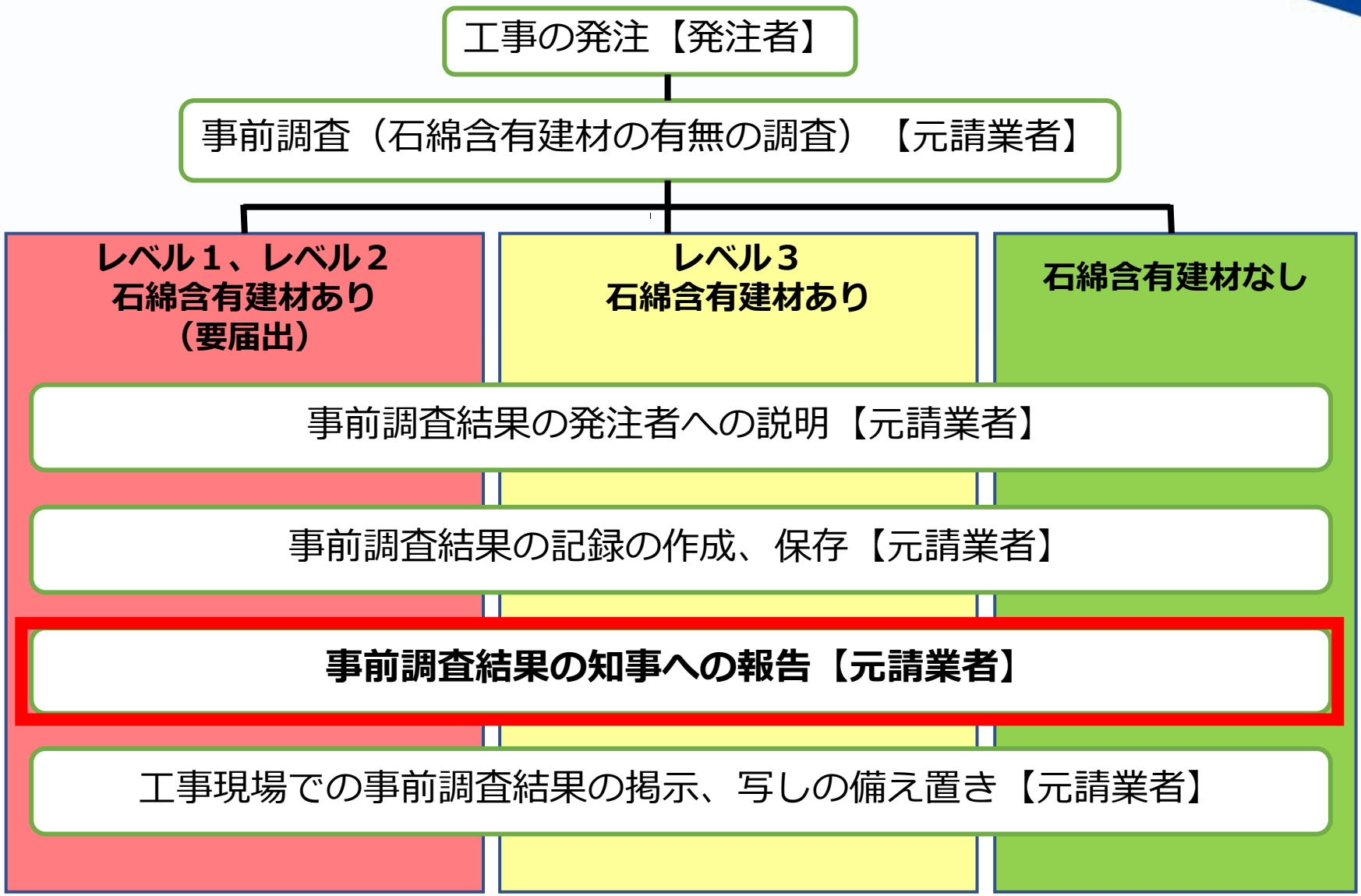
第十八条の十五第3項

解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、第一項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

大気汚染防止法施行規則　第十六条の八第1項

法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記録は、次に掲げる事項について作成し、これを解体等工事が終了した日から**三年間保存する**ものとする。

解体等工事の流れ（全工事共通）



事前調査結果の知事への報告

第十八条の十五第6項

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は第四項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

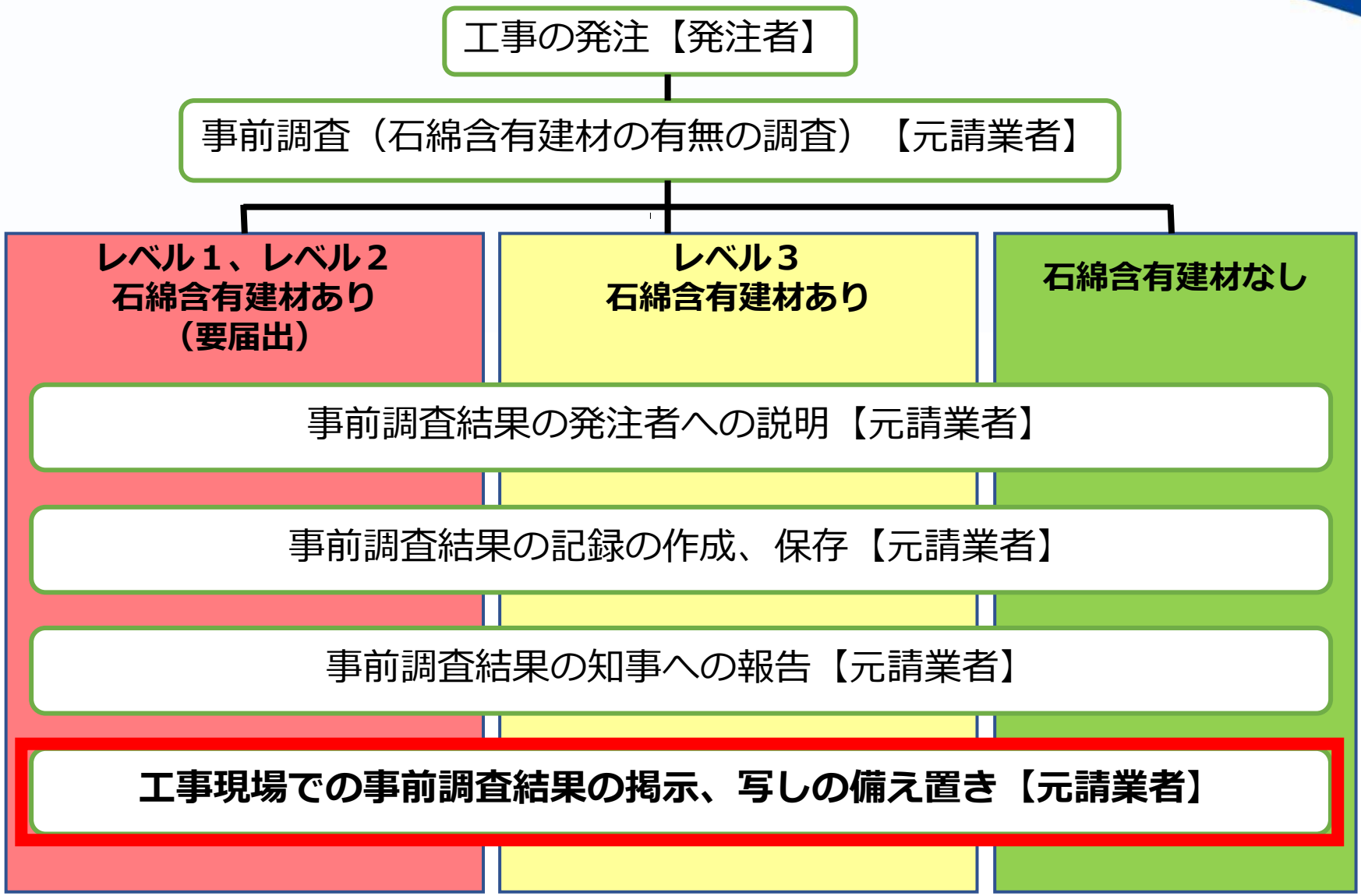
注）一定規模以上の工事が対象で、**石綿の有無に関わらず**報告が必要
報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は罰則あり

○報告対象となる工事

工事の対象	工事の種類	規模
建築物	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修	**請負金額100万円以上**
特定工作物	解体・改修	**請負金額100万円以上**

○報告方法 … 石綿事前調査結果報告システム

解体等工事の流れ（全工事共通）



事前調査結果の掲示、写しの備え置き

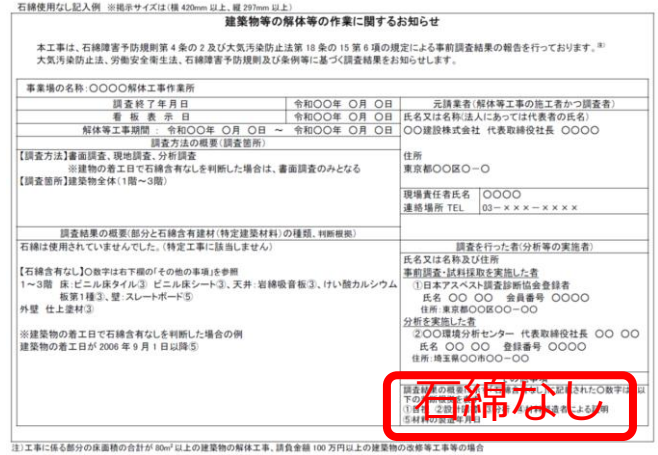
第十八条の十五第5項

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第一項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、前二項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において**公衆に見やすいように掲示**しなければならない。

注）石綿の有無に関わらず掲示、写しの備え置きが必要





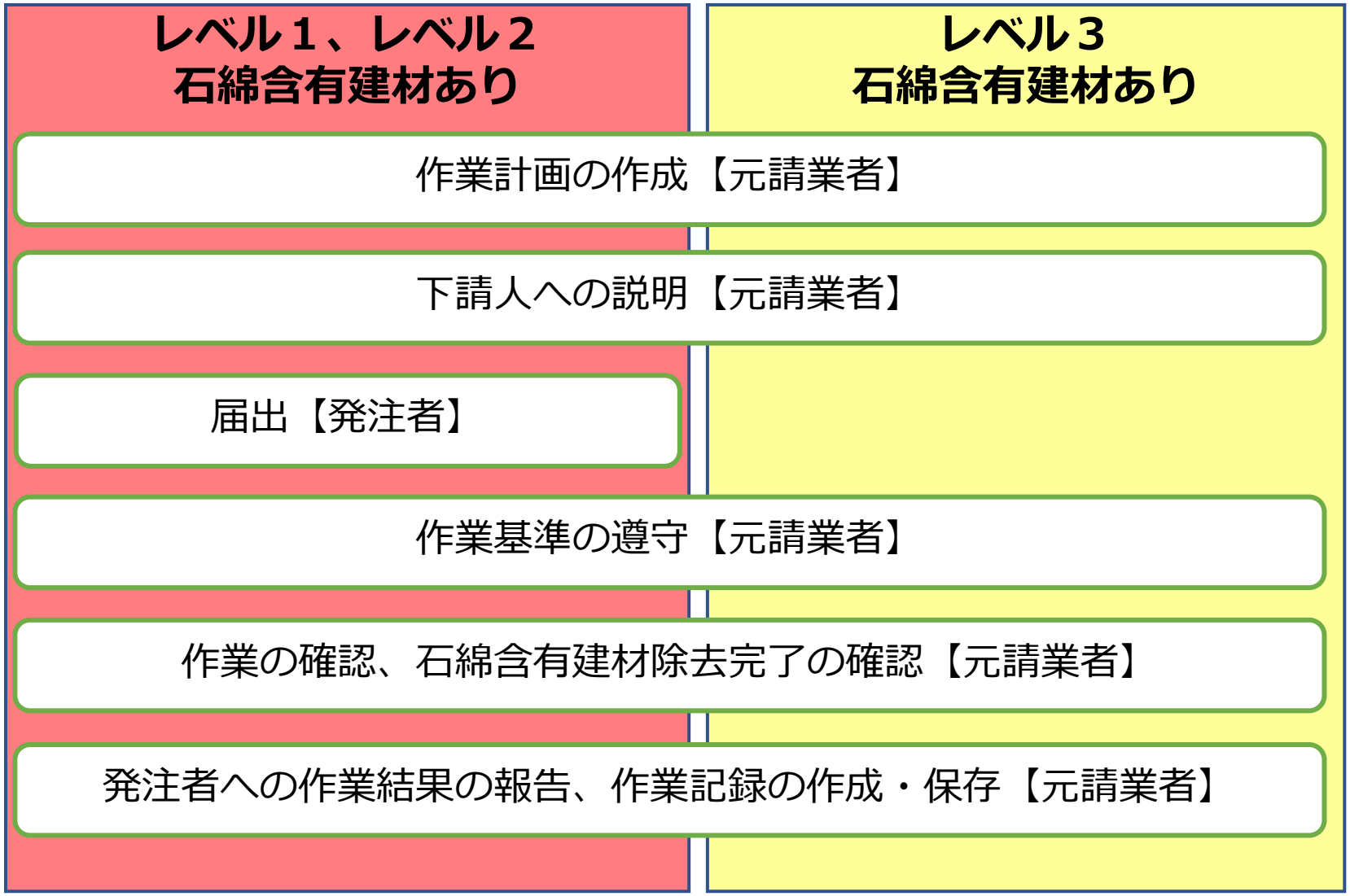


1. はじめに

2. 解体等工事の流れ（全工事共通）

3. 解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）



解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

レベル１、レベル２ 石綿含有建材あり	レベル３ 石綿含有建材あり
作業計画の作成【元請業者】	
下請人への説明【元請業者】	
届出【発注者】	
作業基準の遵守【元請業者】	
作業の確認、石綿含有建材除去完了の確認【元請業者】	
発注者への作業結果の報告、作業記録の作成・保存【元請業者】	

作業計画の作成・説明

大気汚染防止法施行規則　第十六条の四

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。

第十八条の十六第3項

特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負つた特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならない。

解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

レベル１、レベル２ 石綿含有建材あり	レベル３ 石綿含有建材あり
作業計画の作成【元請業者】	
下請人への説明【元請業者】	
届出【発注者】	
作業基準の遵守【元請業者】	
作業の確認、石綿含有建材除去完了の確認【元請業者】	
発注者への作業結果の報告、作業記録の作成・保存【元請業者】	

特定粉じん排出等作業実施届出

第十八条の十七

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うものの発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

レベル	建材の種類	作業時の粉じん飛散リスク	特定粉じん排出等作業実施届出
レベル１	吹き付け石綿	著しく高い	**要**
レベル２	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	高い	**要**
レベル３	石綿含有成形版等 石綿含有仕上塗材	比較的低い	不要

➡ レベル１・２の石綿含有建材を扱う工事を実施する場合は、**作業の開始の日の14日前**までに知事に届出が必要

※石綿含有保温材等で直接石綿部分に触れず非石綿部での切断による除去で、石綿繊維の飛散のおそれがない場合には不要

解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

レベル１、レベル２ 石綿含有建材あり	レベル３ 石綿含有建材あり
作業計画の作成【元請業者】	
下請人への説明【元請業者】	
届出【発注者】	
作業基準の遵守【元請業者】	
作業の確認、石綿含有建材除去完了の確認【元請業者】	
発注者への作業結果の報告、作業記録の作成・保存【元請業者】	

特定粉じん排出等作業の作業基準

建材の種類	工法	飛散防止方法
吹き付け石綿	切断等による除去	作業場を負圧隔離養生　等
石綿含有保温材等	切断等による除去	作業場を負圧隔離養生　等
	切断等によらない除去	湿潤化して原形のまま取り外し　等 ※隔離養生（負圧不要）は必要
石綿含有成形版等	切断等による除去	常時湿潤化　等
	切断等によらない除去	原形のまま取り外し
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	切断等による除去	作業場を隔離養生（負圧不要）　等
	切断等によらない除去	原形のまま取り外し
石綿含有仕上塗材	電動工具を用いて除去	作業場を隔離養生（負圧不要）　等
	電動工具不使用で除去	常時湿潤化

※詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照

解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

レベル１、レベル２ 石綿含有建材あり	レベル３ 石綿含有建材あり
作業計画の作成【元請業者】	
下請人への説明【元請業者】	
届出【発注者】	
作業基準の遵守【元請業者】	
作業の確認、石綿含有建材除去完了の確認【元請業者】	
発注者への作業結果の報告、作業記録の作成・保存【元請業者】	

作業の確認、除去完了の確認

大気汚染防止法施行規則　第十六条の四

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。

- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者

　→ 建築物の場合のみ

- 工作物石綿事前調査者 → 工作物の場合のみ
- 除去工事等に係る石綿作業主任者

解体等工事の流れ（石綿含有建材あり）

レベル１、レベル２ 石綿含有建材あり	レベル３ 石綿含有建材あり
作業計画の作成【元請業者】	
下請人への説明【元請業者】	
届出【発注者】	
作業基準の遵守【元請業者】	
作業の確認、石綿含有建材除去完了の確認【元請業者】	
発注者への作業結果の報告、作業記録の作成・保存【元請業者】	

結果の報告、記録の作成・保存

第十八条の二十三

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

大気汚染防止法施行規則　第十六条の十六第2項

法第十八条の二十三第一項に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について作成し、**特定工事が終了した日から三年間**、これを同項に規定する書面の写し及び第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

おわりに

全ての解体等工事の必須事項

☑　有資格者による事前調査の実施

☑　事前調査結果の知事への報告
※一定規模以上の工事の場合

☑　事前調査結果の工事現場での掲示

☑　事前調査結果記録の３年間の保存

おわりに

石綿含有建材を扱う工事をする場合

☑　作業計画の作成、作業の記録の３年間の保存

☑　特定粉じん排出等作業実施届出の提出
※レベル１・２石綿含有建材を扱う工事の場合

☑　作業基準の遵守

大気汚染防止法の遵守を心がけてください